

安全衛生管理の相談コーナー

労基法や安衛法の業種別法適用における業種分類の考え方1

質問	<p>先日、監督署の方が当社に来て、当社はフォークリフトもクレーンも使用しており、安全衛生推進者選任業種でないかという話になった。結局、そうではなく、衛生推進者選任業種であり、衛生推進者を選任するように言われた。労基法や安衛法業種適用における業種というのはどのように決まるのか、ひとつ教えてください。</p>
回答	<p>法律上の業種分類というのは、その法律の目的により異なるものです。例えば、労災保険の業種は、補償対象であり、保険料の基礎ともなる労働災害が多いか少ないか、その原因となる危険性が高いか低いかにという観点でとらえることとなりますが、労働関係法令の業種は働く人のいるすべての産業にかかわるところなので、現在は、日本標準産業分類を基にしています。</p> <p>日本標準産業分類の産業の決定は、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定します。一事業所内で複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良とされています。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定しています。</p> <p>いくつもの業種にわたる事業を行っている事業場は、そのうち、最も大きな売上高を上げ、最も多く従業員が従事している事業を主たる事業として業種が決定されます。</p>

労基法や安衛法の業種別法適用における業種分類の考え方2

質問	<p>安全管理者選任義務のある業種に各種商品卸売業とありますが、どのような業態の事業をいうのでしょうか。当社は、建築資材、住宅設備機器、木材、サッシ、エクステリア用品の卸売業を営んでいますが、この各種商品卸売業に該当しますか</p>
回答	<p>(答) 各種商品卸売業は、標準産業分類では、各種商品の仕入卸売を行う事業所が分類されています。</p> <p>中分類 51－繊維・衣服等卸売業、52－飲食料品卸売業、53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54－機械器具卸売業、55－その他の卸売業(ただし、細分類 5598－代理商、仲立業を除く)のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類3項目以上にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所をいいます。</p> <p>各種商品小売業の適用となる判断の目安としては、衣、食、住それぞれの関連商品の売上が、いずれも売上総額の 50%を超えないものである。衣、食、住いずれかの関連商品の売上が 50%を超えるものは各種商品小売業には該当しない。</p> <p>貴社の取扱品目は、いずれも 53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業に該当し、安全管理者選任義務のある業種に各種商品卸売業には該当しません。</p>